

■正誤問題 (過去に出題された選択肢) 14 問

一般構造総合に関する問題です。○×で回答して下さい。×の場合は、どこが間違っているのかも考えてみましょう。

1. 換気設備を設けるべき調理室等において、火を使用する設備の近くに排気フードを有する排気筒を設ける場合においては、排気フードは不燃材料で造らなければならない。
2. 最下階の居室の床が木造である場合、その外壁の床下部分には、原則として、壁の長さ 5m 以下ごとに、面積 300 cm² 以上の換気孔を設けなければならない。
3. 階段に代わる傾斜路の勾配は、1/8 を超えてはならない。
4. 水洗便所以外の便所には、採光及び換気のため、直接外気に接する窓を設けなければならない。
5. 一戸建住宅の回り階段の踏面寸法は、踏面の狭い方の端から 30 cm の位置において、21 cm 以上としなければならない。
6. 階段の設計に当たって、階段の帽が 5m、けあげが 16cm、踏面が 30cm であるが、高さが 80cm なので、中間に手すりを設けないこととした。
7. 共同住宅の共用の階段のけあげを 23cm とした。
8. 外壁の床下部分には、壁の長さ 4m ごとに、面積 300 m² の換気孔を設けた。
9. 水洗便所に、照明設備と換気設備を設け、窓を設けなかった。
10. 木造の床の床下をコンクリートで有効に防湿し、床の高さを直下の地面から 20cm とした。
11. 軒の高さが 9m を超える建築物は、原則として、屋根を木造としてはならない。
12. 共同住宅の各戸の界壁を、遮音上有害な空隙のない構造としたので、天井裏に達せしめないこととした。
13. 1 戸建住宅の回り階投の路面寸法を、路面の狭い方の端から 30cm の位置において、15cm とした。
14. 尿尿浄化層を満水して 24 時間以上漏水しないことを確かめた。

■正誤問題 解答編

1. 換気設備を設けるべき調理室等において、火を使用する設備の近くに排気フードを有する排気筒を設ける場合においては、排気フードは不燃材料で造らなければならない。

1. ○ 施行令第 20 条の 3 第 2 項第四号により正しい。

2. 最下階の居室の床が木造である場合、その外壁の床下部分には、原則として、壁の長さ 5m 以下ごとに、面積 300 cm² 以上の換気孔を設けなければならない。

2. ○ 施行令第 22 条第 1 項第二号により正しい。

3. 階段に代わる傾斜路の勾配は、1/8 を超えてはならない。

3. ○ 施行令第 26 条第 1 項第一号により正しい。

4. 水洗便所以外の便所には、採光及び換気のため、直接外気に接する窓を設けなければならない。

4. ○ 施行令第 28 条により正しい。

5. 一戸建住宅の回り階段の踏面寸法は、踏面の狭い方の端から 30 cm の位置において、21 cm 以上としなければならない。

5. × 住宅の階段の踏面は、15 cm 以上です。(施行令第 23 条第 1 項ただし書き) 踏面の狭い方から 30 cm の位置でとるという記述は正しいです。(施行令第 23 条第 2 項)

6. 階段の設計に当たって、階段の幅が 5m、けあげが 16cm、踏面が 30cm であるが、高さが 80cm なので、中間に手すりを設けないこととした。

6. ○ 施行令第 25 条第 3 項により正しい。

7. 共同住宅の共用の階段のけあげを 23cm とした。

7. × 施行令第 23 条第 1 項により、共同住宅のけあげは 22cm 以下としなければなりません。

8. 外壁の床下部分には、壁の長さ 4m ごとに、面積 300 m² の換気孔を設けた。

8. ○ 施行令第 22 条第 1 項第二号により正しい。

9. 水洗便所に、照明設備と換気設備を設け、窓を設けなかった。

9. ○ 施行令第 28 条ただし書により正しい。マンションには窓が無いところが多いですね。

10. 木造の床の床下をコンクリートで有効に防湿し、床の高さを直下の地面から 20cm とした。

10. ○ 施行令第 22 条第 1 項第一号ただし書きにより正しい。

11. 軒の高さが9mを超える建築物は、原則として、屋根を木造としてはならない。

11. × 法第21条第1項により、軒の高さが9mを超える建築物であっても、**屋根は木造としてもよい。**

12. 共同住宅の各戸の界壁を、遮音上有害な空隙のない構造としたので、天井裏に達せしめないこととした。

12. × 法第30条の規定により、共同住宅の各戸の界壁は、政令に適合する遮音性能を有する構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければなりません。したがって、誤りです。

13. 1 戸建住宅の回り階投の路面寸法を、路面の狭い方の端から30cmの位置において、15cmとした。

13. ○ 施行令第23条第1項及び第2項により正しい。

14. 尿尿浄化層を満水して24時間以上漏水しないことを確かめた。

14. ○ 施行令第33条により正しい。